（調整項目に係る経過措置）

第八条　新銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2　新銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3　新持株告示第十七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

4　新持株告示第十七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第十四条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

5　新信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

6　新信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

7　新信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項第一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、附則第六条第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

8　新信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項各号、第三十四条第二項第一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入することができる。

9　新信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

10　新信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

（自己保有普通株式等又は自己保有普通出資等に係る経過措置）

第九条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、新銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）、適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）（以下この項において「改正告示」という。）附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、新銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、新銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、新銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧非累積的永久優先株」とする。